

日限山自治会地域防犯カメラ運用基準

1 目 的

この運用基準は、地域防犯カメラの設置及び運用に関し、日限山自治会（以下、当会という。）が順守すべき事項を定めることにより、犯罪の未然防止と、プライバシーの保護との調和を図り、適切な運用管理を行うことを目的とする。

2 定 義

- （１）地域防犯カメラとは、地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラをいう。
- （２）画像データとは、地域防犯カメラにより撮影し、記録されたものであって、それによって特定の個人等を識別できるものをいう。

3 地域防犯カメラの設置場所・撮影区域

地域防犯カメラの設置場所・撮影区域は別添様式１「地域防犯カメラの設置場所・撮影区域一覧表」のとおりとし、当該地域防犯カメラを用いて以下の事項を行ってはならない。

- （１）特定個人及び建物等を撮影対象とすること。
- （２）モニター等を利用して常時監視を行うこと。

4 管理運用委員会の設置

地域防犯カメラの管理運用を適切に行うため「日限山自治会地域防犯カメラ管理運用委員会（以下「管理運用委員会」という。）」を以下のとおり設置する。

- （１）管理運用委員会は、当会の会長、副会長、防犯道交部長・同副部長並びに会長が必要に応じて指名する者（ボランティア、アドバイザー等）の委員で構成する。
- （２）委員の中から、委員長、副委員長、各１名を選任し、委員長は、当会会長が担うものとする。
- （３）管理運用委員会の会議は、委員長が招集し、会議を主宰する。
- （４）管理責任者は管理運用委員会の委員長とし、委員長に事故等がある時はその事務を副委員長が代行する。

5 管理運用委員会の責務

地域防犯カメラの管理運用は、管理運用委員会が行うものとし、次項以下に定める事項を順守するものとする。

6 地域防犯カメラの設置の表示

管理責任者は、カメラ本体若しくは設置場所周辺の見やすい場所に、地域防犯カメラが設置されている旨をわかりやすく表示する。

7 画像データの保存・取扱い

管理責任者は、画像データが外部に漏れることのないよう、以下のルールに基づき慎重な管理を行うものとする。

(1) 地域防犯カメラ等の操作

地域防犯カメラ及び周辺機器等の操作は、業者による保守点検、修理を除き、管理運用責任者及び副責任者、管理運用委員のうち防犯道交部長が行う。担当者以外の操作は原則禁止する。

(2) 画像データの保存期間

画像データの漏えい、滅失、き損又は流出等の防止その他の安全管理を徹底するために、保存期間は 10 日以内とする。以降のデータは直ちに上書き消去されるものとし、不必要な画像データの保存は行わない。

(3) 画像データ等の管理

地域防犯カメラの画像データを記録した記録媒体（SSD、SDカード、ハードディスク等）は点検、故障等やむを得ない場合を除いては、本体から取り出す若しくは持ち出さない。

画像データの閲覧、複写や加工、外部への持ち出し等に使用する場合、管理運用委員長が、施錠等の方法によって保護された環境のもとで保管されるパソコンで行う。ただし、緊急を要する場合、災害・事故等でやむを得ない場合はこの限りでない。

なお、委員長は、カメラアクセス時及びパソコン起動時のパスワードを操作担当者以外に漏らさないなど適切に管理すること。

また、「9 画像データ等の外部に対する提供」の場合を除いて、画像の閲覧、複写や加工、外部への持ち出しは禁止するものとする。

(4) 画像データの消去

保存期間が終了した画像データは、直ちに消去するものとする。

また、パソコンに抽出した画像データは本体に保存することなく、直ちに消去する。

撤去等で記録媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破砕、裁断等の処理を行うものとする。

8 目的外利用の禁止

管理運用委員会等は、画像データおよび画像から知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

また、利用目的の達成に必要な範囲を超え、個人情報を利用してはならない。

9 画像データ等の外部に対する提供

前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、画像データ及び画像から知り得た情報を第三者に提供することができるものとする。なお、画像データ等の閲覧、提出を求めるときは文書によるものとする。

ただし、緊急かつやむを得ないと認められるときはこの限りではない。

(1) 法令の定めがあるとき。

(2) 捜査機関から犯罪捜査目的による要請を受けた場合。

(3) 人の生命、身体又は財産の安全確保その他公共の利益のために必要と認められる場合。

10 画像データ等の閲覧

「9」の規定に基づき、第三者が閲覧若しくは画像データ及び画像の持ち出しを行う場合は、以下の手順に則り行うものとする。

- (1) 管理運用委員会へ申請し承認を得なければならない。
- (2) 管理運用委員会委員のいずれか 1 名の立ち合いのもと行う。
- (3) 立会った委員は、別添様式2「地域防犯カメラ利用記録簿」に日時、目的、申請者及び画像の範囲（日時・場所）などを記録する。
- (4) 申請者は、提供を受けた画像データが所要の目的を達成したとき、直ちに消去する。

11 苦情等の処理

管理責任者は、当該地域防犯カメラの設置・運用に関する苦情や問い合わせ等を受けたときは誠実かつ速やかに対応しなければならない。

12 保守管理について

管理運用委員会は、地域防犯カメラの保守管理について委託する場合、管理運用委員会に承認された保守管理業者に委託するものとする。

13 定例役員会諮問、承認

管理運用委員会は、委員会で検討した地域防犯カメラの増設又は撤去、本基準改定に関する事項がある場合、内容を当会定例役員会に諮問し、承認を得る。

14 その他

この規定に定めがない事項が発生した場合は、管理運用委員会が協議して対処する。また、前事項等が緊急を要する場合は、管理運用責任者の指示に従って処理する。

附 則 この運用基準は、令和 年 月 日から施行する。

様式 1

地域防犯カメラの設置場所・撮影区域一覧表

番号	設置年月日	設置場所	撮影区域	設置業者 カメラ仕様
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

地域防犯カメラ利用記録簿

番号	カメラ番号	年月日時	目 的	申 請 者	画像範囲(日時場所)	立会人
1						
2						
3						
4						
5						
6						